

- (二) 障害福祉サービス事業、老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者
  - (三) 健康保険法第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第八十九条第一項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
  - (3)の(一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉主任任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第十九条第一項に規定する障害者職業センター、同法第二十七条第二項に規定する障害者雇用支援センター、同法第三十四条に規定する障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間
- (6) 盲学校、聾学校、養護学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間
- (7) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

口 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であつて、(1)から(3)までに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修(相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として行う研修であつて、別表第一に定めるもの以上のものをいう。以下同じ。)を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたものであること。ただし、(1)から(3)までに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、相談支援従事者現任研修を修了することを要しない。

(1) 相談支援従事者初任者研修(都道府県知事が障害者等(法第二条第一項第二号に規定する障害者等をいう。)の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、別表第二に定めるもの以上のものをいう。以下同じ。)を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

(2) 適用日前に、厚生労働大臣又は都道府県知事が行った相談支援の業務に関する研修(別表第二に定めるもの以上の研修に限る。)を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(適用日前に、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。)の市長が行った相談支援の業務に関する研修(別表第二に定める科目のうち、障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除いたもの以上の研修に限る。)を修了し、かつ適用日前又は適用日後に当該科目の講義のみを行う研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

二 実務経験者であつて、適用日において現に前号イ(1)又は(2)に掲げる者であるものについては、平成二十年三月三十一日までの間は、前号ロの要件を満たしているものとみなす。

別表第一

区分	科	目	時間数
講義	障害者福祉の動向に関する講義	一	一
		二	二
		三	三
演習	障害者ケアマネジメントに関する演習	一	一
		二	二
合	計		一八

別表第二

区分	科	目	時間数
講義	障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義	一	六・五
		二	八
		三	六
演習	障害者の地域支援に関する講義	一	一
		二	一
合	計		三二・五

○厚生労働省告示第五百五十号  
 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日  
 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)第4の1の療養介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定療養介護(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第四十九条に規定する指定療養介護をいう。以下同じ。)の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定療養介護事業所(指定障害福祉サービス基準第五十条第一項に規定する指定療養介護事業所をいう。以下同じ。)の過去の三月間の利用者の数の平均値が、指定障害福祉サービス基準第六十七条に規定する運営規程に定められている利用定員(以下この項において「利用定員」という。)の数の百分の百五を乘じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)に該当する場合	百分の七十
(1) 利用定員が五十人以下の指定療養介護事業所(以下この項において「指定療養介護事業所」という。)の利用者の数が、利用定員の数の百分の百十を乘じて得た数を超える場合	
(2) 利用定員が五十一人以上の指定療養介護事業所(以下この項において「指定療養介護事業所」という。)の利用者の数が、利用定員の数の百分の百五を乘じて得た数に五を加えた数に百分の百五を乘じて得た数に五を加えた数を超える場合	